

栃木県なかがわ水遊園研修等受入要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県なかがわ水遊園が、大学等教育機関、地方公共団体その他団体（以下「派遣団体」という。）の要請又は推薦を得た者（以下「研修生」という。）の研修（以下「研修等」という。）を受け入れる場合に必要な事項を定めるものとする。

(研修等の範囲)

第2条 この要領に定める研修等の範囲は次のとおりとする。

- 1 大学の学芸員課程における博物館実習。
- 2 博物館、水族館等の団体の派遣研修。
- 3 大学生、専門学校生を対象とするインターンシップ。
- 4 その他、栃木県なかがわ水遊園園長（以下「園長」という。）が認める研修。

(研修生の資格)

第3条 研修生は、派遣団体からの推薦のある者で、身元の保証確実な者とする。

(研修等の受入条件)

第4条 研修生を受け入れる際の条件は次のとおりとする。

- 1 大学又は短大において、生物学や水産学等を専攻する者であること。
- 2 専門学校において、水族館業務に関する科目を専攻・履修する者であること。
- 3 大学・短大又は専門学校より依頼又は推薦のある者であること。
- 4 その他、園長が認めるものであること。

(研修等の申請)

第5条 研修等の実施を希望する派遣団体は、次の書類を園長に提出するものとする。

①申請書（様式1-1）

②誓約書（様式2-1）

2 研修等の実施を希望する研修生は、次の書類を園長に提出するものとする。

①申請書（様式1-2）

②大学等所属する団体の推薦書（様式3又は派遣団体所定の様式）

③誓約書（様式2-2）

3 園長は必要と認める場合、研修時の居住地・交通手段等を記した書類の提出を求めることができる。

(研修等の実施の決定)

第6条 園長は前条の規定により研修等の実施の申請があったときには、提出された書類を審査し、研修等の実施の可否を決定し申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第7条 研修費は徴収しないこととする。ただし、交通費や宿泊費、その他研修に要した雑費は自己負担とする。

(傷害保険等の加入)

第8条 研修生は傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとし、研修開始までに保険証書の写しを園長に提出するものとする。

(研修の停止)

第9条 園長は研修生に栃木県なかがわ水遊園の職員として相応しくない行為・行動があった場合、ただちに研修等を停止することができる。

(研修等の修了証兼評価票の交付)

第10条 園長は所定の研修を終了した者に対して修了証兼評価票(様式4)を交付することができる。また、派遣団体の要請によりその指定する様式による修了証明書を交付することができる。

- 2 研修に対する評価は優・良・可・不可の4段階で評価を行い、評価理由と併せて通知する。また、派遣団体の指定する様式による評価を行う場合はこの限りではない。

(その他)

第11条 研修中は職員の一人として見られることを認識し、社会人として適した行動を心がけること。

第12条 研修において知り得た情報(利用者の個人情報、内部情報等)を、SNS等の不特定多数が閲覧できるコンテンツに漏洩しないこと。

第13条 その他、この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に園長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から一部条例を追加および変更し、施行する。